

第14回 みんなで創る自治基本条例町民会議 会議録（要旨）

開催日時 平成21年12月10日（木）18:30～21:20

開催場所 しゃきっとプラザ会議室（1）（2）

出席委員 土谷委員、杉原委員、岡本委員、大江委員、松浦委員、小森委員、菅野委員、平田委員、宮田委員、村上委員、三浦委員、高崎委員、小室委員

アドバイザー 水澤アドバイザー

1 開会

2 第13回会議録（要旨）について

事務局作成のとおりで基本的に了承。修正等あれば事務局まで連絡願う。

3 町民参加について

起草部会で作成したたたき台の内容について協議した。委員から出された意見、アドバイザーからのアドバイス等を踏まえ、起草部会で再度整理することとした。

<起草部会委員から、たたき台の内容を説明>

（委員）

町民参加の基本の5にある、「年齢にふさわしい方法」とは何か。20歳未満の者の参加について、どのような議論が起草部会であったのか。ここ最近、大人の幼児化が進んでいるといわれている。未成年者が重要な案件について判断できるのだろうか。大人も将来を見据えてこれまで取り組んできている。20歳の人ですら大人の判断をしているか疑問がある。若い人はちょっとしたことで流されやすい。彼らを参加させることには疑問符が付く。

（起草部会委員）

現在の世相を考慮した議論は行っていない。しかし、若い人たちを次世代の担い手と考え、彼らの意見を取り入れて、将来の美幌町を作っていくことが必要でないかと考えたところ。

（起草部会委員）

以前グループ討議を行った際に、子どもの参加について規定した方が良いという意見が出てきていた。地域で若者を育てていく、若者にも勉強してもらおうという意味もあり、彼らの参加を規定した。

（起草部会委員）

若者が意見を発表する機会などがあるが、しっかりした意見を持っていると思う。彼らの参加の門戸を閉ざすのではなく、開けておき、町のことを考えてもらう、訓練することも必要だと思う。

（委員）

若者が全部だめだとは思わない。若者の中にも素晴らしい人がたくさんいることは理解しているし、将来の美幌のリーダーになってほしいと思う。しかし、勉強のためとか訓練のためということと、町政への参加とは違うのではないか。

若者にも素晴らしいと思う人はいるが、一般には残念だなと思うことが多い。果たして彼らが参加することがどうなのかと思う。

（委員）

20歳未満の人が町政に参加することは良いことだと思う。どういう具体的な参加方法があるのかを解説や考え方の中に書いた方が良いのではないか。

（委員）

住民投票に通じる部分もあると思うが、20歳未満の人が町政に参加するのはどうかと思う。まっとうな考え方ができない人が多いし、他の人の考え方に流されやすい。社会に出て経験を積んでからでも遅くはないと思う。参加は練習や訓練ではない。また、「年齢にふさわしい方法」とあるが、それほど方法に違いはないのではないか。この部分は不要ではないか。

（委員）

私はこの表現が適切だと思う。子どもの権利条約でも年齢にかかわらず意見表明でき

るとなっている。方法はおって考えなければならないと思うが。

(委員)

2(2)に「軽易なもの」とあるが、表現としてどうなのか。また、八雲町のものと比較すると、(3)と(4)に「重要な」が加わっている。さらに、(4)では八雲町のものには「改良」が入っているが、たたき台にはない。「改良」も規定した方が良いのではないか。20歳未満の人も参加することを考えるなら、彼らにも理解してもらえるように、条文の表現を工夫すべき。

(委員)

町民参加の基本の1に、「町民はまちづくりの主体」とある。「町民」にはゼロ歳児から上の年齢は制限なく、全ての人が含まれる。5のように、あえて「満20歳未満の青少年及び子ども」を規定しなくても良いのではないか。2以下で、「議会や行政は」とあるから、議会や行政は子どもが参加できることを考えていくと理解すれば良いのではないか。

「町民参加の対象」のところで、参加を求める事項と求めない事項を規定している。参加を求める事項を規定するなら、参加を求めない事項を規定する必要があるのか疑問である。参加を求めない事項に「定型的又は経常的に行うもの」「軽易なもの」とあるが、行政が恣意的に判断する可能性があり、住民にとってはたまったものではない。これだけは参加を求めるということを規定すれば、求めない場合は規定しなくても良いのではないか。

(アドバイザー)

参加を求めない場合の項目が多すぎるのではないか。規定するのであれば、具体的に規定すべき。「軽易なもの」についても、どんなことを指しているか、解説を付けてほしい。2(6)の使用料や手数料などの金銭徴収の関係については、多くの町民が関心を持っているし、町民が参加することが重要だと考えている。金銭徴収の関係で参加を求めない理由として、解説の中では直接請求の対象になっていないことを挙げているが、直接請求と美幌町の町民参加とは性格が違うのではないか。また、3の規定の仕方では、参加を求めなかった理由は、理由を聞いてきた人にしかその理由を回答しないことになっている。このことは、情報共有を原則としている自治基本条例の主旨と違うのではないか。参加を求めなかった場合は、その理由をすべての町民に公表すべきと考える。

20歳未満の人の参加については、子どもの権利を尊重しようという考えで、自分たちのまちをこれから彼らに託すことになるので、彼らに頑張ってもらいたいという想いを伝えることである。具体的には民主主義の勉強としての参加という性格になるが、子ども議会の開催や市町村合併時などに高校生はどう考えているか投票してもらい、その意見を参考にするなどがある。

(委員)

町民参加の対象の1で、町民は施設が改修されることにも関心があるのではないか。また、「重要な」は規定せず、利用者の目線に立ってわかりやすく表現した方が良い。

(起草部会委員)

参加の対象となる範囲を広げた場合、果たして実際にできるのかどうかを考える必要があるのではないかとということが議論になった。「改良」まで入れては行政が大変ではないかということで規定しなかった。

また、参加を求める場合を規定するなら、求めない場合もある程度規定しておくことが必要だと考えた。参加を求めなかった理由の説明についても、全て対応するのは大変で、まったくとびらを閉じるのではなく、理由を聞いてきた人に回答することでよいのではないかと考えた。

(アドバイザー)

例えば、新設や改良に係る事業費が議会の議決が必要な金額未満は町民参加の対象外とするなど、金額で線を引くことも考えられる。

(起草部会委員)

町民がこれはおかしいと思ったときに、意見を表明できるようにすれば良いのではないか。何でも参加の対象にするのはどうかと思う。

(起草部会委員)

すべての施設について参加の対象としたり、例えばペンキ塗りのようなことまで町民の意見を聴くとなると大変だろうと考え、「重要な」を加え、「改良」を外した。

(委員)

町民参加を求めないものとして(6)に記載している町税の賦課徴収やその他金銭の徴収に関するものは、町民参加の対象にするべきではないと考える。料金や税は安いに越したことはなく、町民に意見を聞いても、そういう意見しか出てこないのではないかと。行政は根拠があって金額を示し、町民からの付託を受けた議会でそれを審議している。この事項については、町民の意見を聞き入れるわけにはいかないことがあると思う。この項目は残した方が良く考える。

安い金額が出されれば、みんなそれに同調するだろう。そのことをすべて聞いていては、町の財政が破綻してしまうのではないかと危惧する。

(委員)

先日テレビで放送していたが、東京都のある区では、税の徴収に関連し、借金を減らすために、区民の生活はこうなっていくという見通しを示したうえで、今後、行政は基金を積み立てて運用し、何年か後には税金がゼロになる構想を示している。現在の名古屋市のように、減税ありきでは失敗するということをテレビでやっていた。

(委員)

町民からは、目的税的なものを創ってはどうかという話が出ることもあり得ると思う。町民参加の方法として、いくつか出されているが、参加を求めない事項として規定している中にも、意見は聴かなければならないものはあるのではないかと。規定の仕方を工夫する必要があるのではないかと。

(事務局)

他市町村で町税の賦課徴収について町民参加の対象にしている自治体があるのか。

(アドバイザー)

石狩市では行っている。使用料や手数料などの見直しが、審議会に提案され、行政サービスの負担のあり方が議論されている。さらに、平成20年4月、市民参加手続きの改正についてパブリックコメント手続きがされ、条例を改正したと記憶している。

(事務局)

税でも、自治体が独自に税率を決められるものと、標準税率など自治体で勝手に決められないものがある。規定の仕方が難しい。

(委員)

受益者負担金のように、一部の人に負担を求める場合に参加手続きを行った場合、もっと受益者に負担させろという声が強くなって、収拾がつかなくなる恐れがあるのではないかと。また、町民参加を求めない場合として(1)(2)(3)(7)など、行政の裁量が大きいものもかなり規定されている。その中で、税や金銭徴収のことが参加を求めない事項に規定されているのはどうなのか。

(起草部会委員)

参加を求めない事項については他の自治体の参加条例の除外規定も参考にしているし、税や金銭徴収のことについては、直接請求の対象になっていないから、参加の対象にしないとしている自治体もある。

(起草部会委員)

(3)の「緊急に行わなければならないもの」とは主に災害対応のことであり、(2)の「軽易なもの」とは政策的判断を伴わないものであり、(1)の「定型的又は経常的なもの」とは例えば毎月定期的開催している会議などが該当する。

(アドバイザー)

- ・町民参加の方法のところで、「審議会等の開催」「意見交換会の実施」「アンケート調査の実施」となっているが、「審議会等」「意見交換会」「アンケート調査」で良いのではないかと。
- ・同じ町民参加の方法の本文で、「一つ以上の方法を活用して」とあるが、一つ以上で良いのかどうか。「二つ以上」と規定している自治体もある。例えば、パブリックコメントをやっても提出件数がゼロという場合が結構ある。パブリックコメントをやっても、前段で経緯や背景などの説明会等を開催しなければ、いきなり意見を求められても、意見を出しようがない。だから、説明会とパブリックコメントをセットで行うことや審議会とパブリックコメントをセットで行うなど、パブリックコメントを形骸化させないこと

とが重要だ。

- ・参加の基本的なことは条例で規定し、細部は「必要な事項は別に定める」と規定して、規則や要綱で定めるようにした方が良いのではないか。
- ・審議会等の運営のところ、公募委員の比率をどうするか、公募委員を選考するための委員会の設置をどうするか、選考委員会は行政だけでやっていいのか、町民が加わらなくて良いのか、なども検討点としてある。また、公募の期間を例えば1ヵ月と条例で明確に規定するか、規則や要綱などに委任するののかも検討した方が良い。
- ・審議会等の運営の解説のところ、「専門性の高い事案を取り扱う性質上、公募による委員の選任が適当でない場合があり、これらの審議会等については公募を求めものではありません」とあるが、専門性が高いからといって町民を委員に加えないのは時代遅れである。専門性が高い分野に市民感覚を取り入れることが求められているのではないか。また、2のところ、「その他適当な方法」とあるが、「適切な」の方が良い。

(委員長)

皆さんからの意見やアドバイザーからのアドバイスを踏まえて、起草部会で再度検討し、後日提示してもらうこととする。

4 住民投票について

住民投票について協議を行った。事前に提出された意見では、住民投票の必要性を認め、自治基本条例に住民投票に関する規定を盛り込んだ方が良いという意見が多数であったが、個別設置型と常設型のいずれを見据えた内容とするかは結論が出なかった。住民投票については、後日改めて協議することとした。

(事務局)

事前にいただいた意見の状況である。今回、17人の委員から意見の提出があった。

- ①住民投票の必要性について…必要14人、必要な時もある2人、不要1人
- ②自治基本条例で住民投票を規定する必要性…必要13人、不要3人、規定するのではなく流動性を持たせる1人
- ③設置タイプ…常設型8人、個別設置型6人
- ④投票資格者…常設型を選択した8人のうち、18歳以上5人、20歳以上1人（2人は無回答）
- ⑤住民発議に必要な数…常設型を選択した8人のうち、投票資格者の10分の1以上2人、4分の1以上2人、3分の1以上2人（2人は無回答）であった。

なお、個別設置型は、地方自治法第74条第1項で規定されている直接請求のことであり、発議に必要な数は選挙権を持っている人の50分の1と決まっている。また、投票資格者はそれぞれの事案に応じて、18歳以上としたり、20歳以上とするなど、個別に定めるものである。従って、個別設置型を選択した場合は、④と⑤の回答は不要であったことをご承知おきいただきたい。

(委員)

美幌町に住民投票を実施するだけの事案があるのかどうか。例えば他の自治体にある米軍基地や核に関連する施設があるわけではない。

一方で、平成14年に市町村合併の問題があった際、住民発議により法定合併協議会の設置が議会に付議された。他自治体の議会が否決したため、法定合併協議会の設置には至らなかったが、改めて住民投票を行って町民の意見を聞いても良かったのかなとも思う。

(委員)

個別設置型を選択した。大きな案件が出た際にその都度意見を聞くようにしてはどうかと考えた。

(委員長)

事前にいただいた意見では、住民投票の必要性を認め、自治基本条例の中で規定する必要がある、という意見が多い。この方向で検討を進めていくことでよろしいか。

<出席委員了承>

(委員長)

個別設置型とするのか、常設型とするのかが大きな問題となるが、どう考えるか。

(委員)

住民投票の話が出てくるのは、案件の大きさとともに、議会と首長の判断が対立した時があると思う。議会が町長の提案を否決して、町民がその判断に疑問を持ち直接請求をした際に、議会がその住民の意思を客観的に判断できるのかどうか。今はそういう案件はない。冷静に考えることができる今、自治基本条例で住民投票について位置づけておくことが重要だと思う。町民参加の大きな目標として、常設型が必要になると思う。常設型の場合、濫発の懸念がある。住民投票をやり、結果に不満があった時、再度住民投票を行う動きをいかに防ぐか。そのために、再投票制限を設ける必要があると思う。再投票制限を規定しておかないと、住民投票の結果に納得がいかなければ、永久的に住民投票が繰り返される懸念がある。

(委員)

個別設置型であれば、必ず設置される保障がない。議員でも町のこと全体を知っているわけではないと思う。それを補完する、担保する観点からも住民投票を規定するべきではないかと思う。ただ、常設型には濫発が懸念されるので、ある程度ハードルを高くする必要があると思う。決して住民投票ありきという考え方ではない。住民投票を制度として保障しておくことが必要ではないか。住民投票は、主権在民、住民自治にも寄与するのではないか。一度住民投票した事案については、何らかの制限を設ける必要があると思う。

(委員)

私は個別設置型が良いと思う。個別設置型であれば、争点について議論できる時間がある。急いで結果を出すべきものではないと思う。冷静に、ある程度時間をかけて議論することができる。

(アドバイザー)

住民投票制度にもいくつかパターンがある。上越市では、50分の1の署名では住民投票を行うには議会の議決が必要であり、4分の1以上の署名が集まれば議会の議決なしに住民投票を行うことができるようになっている。

直接請求は、住民が請求をする際に条例案を作らなければならないこと、議会の議決を経なければならないことが大きなハードルである。上越市は、住民が条例案を作る手間を省くため、条例案の作成をしなくても50分の1の署名で住民投票の請求を行えるようにしたようだ。しかし、この場合は議会の議決が必要である。上越市は1回扱った事案は2年間扱えない再投票制限を設けている。議会で否決されれば、2年間はその事案について住民投票の請求ができなくなる。また、愛知県高浜市の住民投票条例は、最初に地方自治法第74条の規定による直接請求を行い、それが議会で否決された後、3分の1の署名を集めれば住民投票が行える規定になっている。これは再投票の制限にはあたらない。やり方はいろいろある。

(委員)

個別設置型は住民に負担を強いるし、町長が意見を付けて議会に付議しなければならない。議会が否決すれば、住民投票はできなくなる。すべてが間接民主制で良いのかどうか。市町村合併については、法律で住民投票を規定している。濫発されてはまずいが、制度として住民投票を保障する必要がある。

(委員)

住民投票は必要だと思うが、制度があってもまず使われないのではないかと考えた。というのも、議会があり、議員がいる。まず、使われることはないだろうが、もしものことを考え、2階建て方式が良いのではないかと考えた。美幌町は、町長選挙の投票率が非常に高く、選挙に対する意識が高いと思った。住民投票が行われても多くの人が投票するのではないかと思う。連署の数が10分の1であれば議会にかけて、議会に住民投票にかけるかどうかを判断してもらおう。もし4分の1という多くの署名が集まれば、議会の議決を経なくても住民投票ができるとした方が良いのではないかと思う。

(委員)

個別設置型にすると、住民投票をするかしないかの判断が議会にあり、議会は否決する可能性が高いのではないか。それであれば、常設型が良いと思うが、濫用されるのは事務的にも人的にも労力がかかる。常設型にして、住民投票ができるハードルを高くしてはどうかと思う。

(委員)

議会と執行部が対立した場合のことだけを想定して考えるのはいかがなものか。
議会が町長提案の事案を否決することを想定して住民投票を考えるのはどうなのか。

(委員)

議会が否決することがあることは当然である。町内の意見が拮抗している場合に、住民投票により住民の意見を聞くべきではないかと思う。ただし、濫発されないように、ハードルを上げる必要があると思う。

(アドバイザー)

町として、右に進むべきか、左に進むべきか、最後にどちらかに決めなければならない場面がある。その時のために規定しておくのが住民投票である。もちろん、その前には町民参加などにより議論がされることが必要である。それでもどうしても決まらない時のために住民投票制度を規定しておくべきだ。

(委員)

私もある程度ハードルを高くする必要があると考える。しかし、議会と理事者側が対立する場合を考えがちだが、議会と理事者側が一致していても、住民がそれはどうかなと思うことがある。

(委員)

以前、津別町で町長も議会も合併推進だったが、住民投票の結果は町民は合併に反対であった。住民投票にもいろいろなケースがある。

10分の1の署名であれば住民投票の実施について議会の議決を経ることとし、4分の1の署名が集まれば議会の議決が不要で直ちに住民投票を実施するという考え方は面白いと思う。

(委員)

議会と町長の二元代表制を否定するような住民投票制度では駄目だと思う。議会、町長ともそれぞれの役割・責務を果たし、そして町民も参加する。それぞれがそれぞれの立場で役割と責務を果たすことが大事。そこで何かあった場合に備えて、住民投票制度があった方が良くと思うが、濫用されないようにハードルを上げる必要があると考える。

(委員長)

住民投票については、なかなか今回の議論だけでは結論が出ないと思う。後日、改めて協議することでよろしいか。

<出席委員了承>

5 次回までの検討課題・次回開催日について

水澤アドバイザーから、次回の検討課題である「協働・コミュニティ」について講演(別添「自治基本条例の概要(協働・コミュニティ)」参照)。

- ・参加と協働がどのような関係にあるのかを一度整理した方が良く考えている。
- ・参加には行政の参加、議会の参加、地域社会の参加の3つがあると考え。最も重要な参加は選挙である。行政への参加では、審議会、パブリックコメントなどがある。議会への参加としては、請願、陳情、議会報告会などがある。
地域社会への参加は、今まであまり議論されてきていない。地域の中にある課題を地域で見つけ出し、その結果を行政の地域計画に反映させるためにも、地域課題を議論する地域協議会のような組織を作ることが必要ではないか。
- ・従来、このようなものがなく、自治会やNPOなどがそれぞれの立場で課題を解決していたのが実態だと思う。町内会は、共益又は共助の組織といわれている。町内会は会員制であり、会員の相互扶助組織ともいえる。一方、NPOは公益の組織といわれ、受益と負担によって成り立っている。しかし、現状はお互いの連携がない、分離した関係になっている。私は、これらをつなぐ組織が必要だと考えている。
- ・では「協働」は何かといえば、課題を解決することが「協働」である。例えば、地域協議会で、地域の最優先課題が除雪としたら、除雪を誰にやってもらうのかを支援組織が決め、決まった団体が有償・無償ボランティアによって、除雪が行われる。それが協働だと考えている。
- ・参加と協働を再整理すると、議会、行政、地域社会への参加があり、地域社会での課題

を解決する方法として協働があるということ。

- ・上越市では、「協働」が盛んに言われる理由として、地域運営の仕組みが時代にあわなくなってきたこと、多様で複雑化する公共ニーズを行政に委ね続けることは困難であること、多様な形で広がる市民活動をよりよい形で公共に活かすことが必要、などと整理している。さらに、市民活動団体と行政が共に支えあう地域社会が形成されることを願うとしている。
- ・また、これからの時代に対応した地域社会の創造として、市民活動団体と行政との協働は、共に公共を担うだけでなく、多様な価値観を認め合い、豊かで活力ある地域社会の創造につながる、としている。
- ・2005年に、「新しい公共空間論」ということが盛んに言われた。従来は公共を行政や町内会等が担っていたが、行政は財政等の問題があり、また、町内会等は担い手不足や高齢化の問題があり、公共サービスは限界に来ている。
- ・そこで、公共サービスを分割し、行政は自らが担う行政サービスを縮小させ、狭い公共サービスに特化しようとしている。そして、残った部分を「新しい公共空間」と言い、主にNPO法人が担うことを想定し、地域にふさわしい多様な公共サービスを適切な受益と負担のもとに、提供されるとした。それをもって協働のまちづくりと行政に都合良い論理を主張した。果たして、この新しい公共空間が協働なのか疑問がある。この新しい公共空間には市場原理が導入され、その典型が指定管理者制度であった。
- ・「協働」が条例でどのように定義されているかであるが、石狩市、上越市、岐阜市、洋野町の定義はそれぞれ資料のとおり。
- ・「協働」はイメージがつかみにくい。「協働」を、共通の目標の実現のために、責任と役割を共有・分担し、ともに汗をかき、成果を共有すること、と定義する団体もある。
- ・他の自治体の「協働」についての自治基本条例での規定状況であるが、下川町と白老町、二セコ町では規定していない。苫小牧市は協働の定義はないが、協働の推進として1条規定している。
- ・川崎市は定義で、共通の目的を実現するため、上越市では公共的な目的を果たすため、などと規定している。
- ・それ以外で、比較的新しく自治基本条例を制定した自治体の「協働」の規定内容は資料のとおり。主語に注目してほしい。例えば、寝屋川市の条例は、主語が「市民は」「市民と行政は」「行政は」と、それぞれの役割分担を明確にしようという意図が現れている。
- ・流山市は、市民等、市及び議会は、地域課題を解決し、豊かな地域社会を実現するためと規定し、必要に応じて市は互いの役割等を定めた協定を締結するなど規定している。
- ・次に、「コミュニティ」は、参加と協働が必要である。地域社会に参加し、地域に課題があれば、地域協議会に課題を持ち込む。そこで議論をし、その課題は行政が扱う案件なのか、あるいは地域が扱う案件なのかを判断する。もし、行政が扱うべき案件であれば、行政に持ち込まれ、議会の議決を経て、最終的には税金を使って事業者が地域課題を解決する。
- ・もし、行政でなく地域が扱う案件であれば、地域協議会において、地域協議会が扱うのかどうか判断される。地域協議会で扱うのであれば、寄付や一部行政からの税金による基金を使って、課題を解決する。町内会、NPO、他の業者など、適切な担い手に解決してもらうことになる。地域協議会で扱う案件ではないということになれば、それは個人の責任となる。
- ・ポイントとしては、地域コミュニティ（町内会）やテーマコミュニティ（市民活動団体・NPO）は地域社会の総体意思の代表にはなっていない。なぜなら、地域社会の総体意思をまとめ、解決する組織化がされていないからである。
- ・上越市では、地方自治法に基づく地域自治区と地域協議会を設置している。このような仕組みを設けている自治体が全国でいくつかある。
- ・コミュニティについて、自治基本条例での規定状況であるが、下川町や苫小牧市は規定がない。
- ・上越市の規定が特徴的である。都市内分権としての地域自治区、地域協議会のことを自治基本条例で明記している。

- ・次に地域協議会の事例を紹介する。地域協議会は平成15年11月の地方制度調査会において出されたものである。市町村長と住民、町内会、NPOなどを結ぶものとして、地域自治組織が置かれている。
- ・地域自治区は、市町村の出先。ここでは、市町村の事務の一部を分掌し、地域協議会の事務も行っている。地域協議会では、市町村長から諮問を受け、意見の取りまとめ、提案答申を行うことが想定されている。
- ・地域自治区・地域協議会制度は合併特例法で規定されていた。その後、地方自治法でも、改正され規定された。
- ・上越市はこの制度を利用して、市の中に地域自治区を設置した。
- ・地域協議会では、市長から意見を求められた案件を審議し意見を述べることができる。様々なテーマについて自主的に話し合うこともできる。
- ・上越市では、地域協議会の委員は公募公選制を取っている。公募委員の応募者が定員以上になれば、選挙により選ぶ。このことにより、地域協議会の正当性を担保しようとしている。
- ・議会と地域協議会との違いは、議会は上越市全体のことを考える機関。地域協議会は自分たちの区のことのみを考える機関と役割分担がされている。
- ・次に宮崎市も地域自治区を設置している。地域自治区の中には地域事務所があり、窓口業務、地域振興業務、地域協議会支援業務を担っている。
- ・宮崎市で最も特徴的なのが、市民税均等割りで市民1人500円の地域コミュニティ税を創っていることである。これは地域の課題解決のために使われる。
- ・全体を再度総括すると現在は、議会への市民参加が積極的には行われていない。行政への市民参加のルールも不明確な状況にあり、地域社会への町民参加も制度化されていない。現在の協働は行政がスリム化するための受け皿探しになっており、また町内会は地域社会への市民意見の代弁者の役割を演じてきたが、本当の意味の協働や参加にはなっていない。これを変えるためには参加の仕組みを再度しっかり作り直さなければならない。

(委員)

地域の中のコミュニティビジネスとはどのようなものか。

(アドバイザー)

例えば子育て支援では、受益者負担の考え方であるので、地域で雇用が生まれる。ただ、その仕組みを作り育てなければならない。そのために基金を活用するなどが考えられる。地域協議会は市町村合併の時だけでなく、これからのコミュニティの連携を維持していく上でも必要である。今までの町内会とNPOは分断されており、お互いをつなぐ仕組みがない。それをつなぐものが地域協議会・支援組織である。

(委員)

自治会と地域協議会はどういう関係なのか。

(アドバイザー)

地域協議会は自治会より広域の組織で、2つか3つの自治会を足したようなもの。

(委員)

例えば、町内の上美幌とか田中などは地域として見える。しかし、市街地では町内会はあるが、地域として自分がどこに所属しているかわからない。地域を横断する連帯感は感じられない。地域協議会となると、自分がどこに所属するのかかわからない。

(委員)

町内会ごとにばらけている感じがする。隣の町内会が何をやっているのかもわからない。それが幾つかでまとめられと言われても、足並みが揃うのか。

(アドバイザー)

従来の自治会はそのままで、より広域な組織が地域協議会である。既存の組織にとらわれない、新しい視点のものを作るということ。

(委員)

自治区といってもピンと来ない。

(アドバイザー)

地域にどんな課題があるのか、行政もわからない場合がある。それを行政がやるべきなのか、地域がやるべきなのか、議論する場が地域協議会である。

(委員)

それは、各自治会でやっていることではないか。行政の目の届かないことについて意見を行政に言っている。課題が各自治会から集まってきて、それを連合会などを通じて行政に伝えている。自治区は、単位を大きく取る考え方。

(委員)

連合会は現在町内で1つだが、それを4つぐらいに分けて、よりきめ細かく対応するというイメージか。

(委員)

自治会も、自主防災は全町6地区に分けている。

(委員)

そのように地域を分けて、では集会所は1つの地域に1つとした場合、どこに設けるべきなのかという問題が出てくる。しかし、そのような課題がない限り、町内会の集会所があるから関係ないとか、特別養護老人ホームがそれぞれの地域で作られるならどうするのかということもあるかもしれないが。

(委員)

旭川市もまちが大きいので、いくつかに分けて、それぞれ自治協議会を作っているはず。しかし、美幌のような細かな付き合いはないと言っていた。美幌も役員を選ぶ時は、6つの地区に分けて選任している。

(委員)

町内でも地区によっては自主的に自治会がまとまって、行事を行ったりしている。これ以上大きくなるのはどうかという気がする。

(事務局)

- ・「コミュニティ・協働」について、盛り込みたい具体的な内容や考え方等について意見をいただきたい。
- ・当初、「コミュニティ・協働」のあとは、「町民、議員、町長、職員の役割、責務等」を扱うことにしていたが、アドバイザーからのアドバイスもあり、議員の役割、責務等については、「議会」とあわせて扱うこととするので、よろしく願いしたい。
- ・住民投票を再度協議する日程については、調整のうえ改めてお知らせしたい。
- ・次回会議は、12月25日(金)18:30から、しゃきっとプラザ集団健診ホールで行う。